



○ アフリカ豚熱の国内侵入と野生イノシシへの感染を防ぐために

アフリカ豚熱は、「最凶最悪の家畜伝染病」と言われています。万一、国内に侵入すると、養豚産業は壊滅的な打撃を受けます。国では空港等で海外からの侵入に対して水際対策を行っているとともに、愛知県でも侵入に備えた体制を整えています。

侵入を防ぐために…

○海外から肉製品を持ち込まないで

○野外にゴミを捨てないで

○畜産関係施設に近づかないで

関係者への周知、理解促進にご協力をお願いします。

アフリカ豚熱ウイルスは、環境中や肉製品の中で長期間に渡り感染力を保ちます。これまでのアフリカ大陸以外への拡散は、航空機等の厨芥（機内食の生ゴミ）、渡航者が持ち込んだ肉などに付着したウイルスが原因とされます。
養豚場で発生したら大変な事態になるのはもちろんですが、野生イノシシに感染してしまうと清浄化はほぼ不可能だと言われています。野生イノシシへの感染は、ウイルスが付着したゴミ（肉製品の包装資材など）が野外に廃棄され、野生イノシシが接触したことが主な原因だと考えられます。

万一の国内侵入を早期発見するために…

野外でイノシシの死体を発見したら、必ず通報をお願いします！

平日：052-954-6725（ダイヤルイン）
土日祝日：080-3668-1805（休日対応用携帯電話）
受付時間：午前8時45分から午後4時30分まで

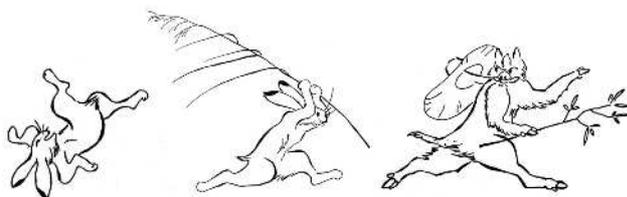


よろしくだべえ



(TO)

愛知県農業水産局農政部
農業振興課野生イノシシ対策室
お問い合わせ TEL052-954-6726





○2023 年度指定管理鳥獣捕獲等事業(イノシシ)の実施結果について(速報)

愛知県では、農作物被害や野外の豚熱ウイルス濃度低減のため、イノシシの捕獲を進めており、2023 年度は渥美半島地区、豊田地区、犬山地区、西尾地区の 4 地区で捕獲事業を実施しました（図 1）。

捕獲事業全体の捕獲頭数について、2023 年度は 2022 年度より減少しました。地域別では、豊田地区で増加した一方で、渥美半島地区では減少しました。生息密度の変動を見るための指標である捕獲効率*については、豊田地区で増加し、渥美半島地区では減少しました（表 1）。



図 1 2023 年度指定管理鳥獣捕獲等事業の実施地域（イノシシ）

2019 年度以降県内の養豚場で豚熱陽性は確認されていませんが、2020 年度まで減少傾向だったイノシシの捕獲頭数は、2021 年度から増加に転じています。

野生イノシシの豚熱陽性個体については、2023 年度は 2022 年度と比べ減少しているものの、発見される地域には偏りがあり、未だに気を抜けない状況です。こうした状況を踏まえ、当県では、引き続きイノシシの捕獲を強化していきます。

また、当室では指定管理鳥獣捕獲等事業（イノシシ）の対象となる地区を通年検討しています。有害鳥獣捕獲があまり実施されておらず、捕獲取組の強化が必要と思われる地区（国有林、県有林などの広範な土地が望ましいです）がある場合は、当室まで御相談ください。

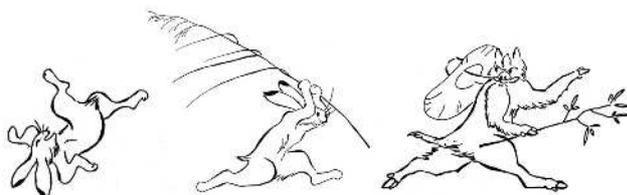
表 1 2023 年度指定管理鳥獣捕獲等事業実施結果（速報）

実施地域	捕獲頭数（頭）	目標頭数（頭）	捕獲効率（わな猟） （頭／基・日）
渥美半島地区	15 (47)	50 (50)	0.0050 (0.0160)
豊田地区	38 (20)	55 (50)	0.0128 (0.0067)
犬山地区	3 (3)	35 (40)	0.0034 (0.0021)
西尾地区	1 (—)	20 (—)	0.0023 (—)
計	57 (70)	160 (140)	

補足：括弧内の数字は昨年度実績を示す。

※捕獲効率 = 捕獲頭数 ÷ 捕獲努力量（わなの基数×稼働日数）

(I Y)





○イノシシの捕獲頭数について【2023 年度第 3 四半期速報】

県内の有害鳥獣捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業により捕獲されたイノシシの頭数について、2023 年度第 3 四半期分（10 月から 12 月まで）がまとまりました（表）。

第 3 四半期の県全体の捕獲頭数について、2023 年度（速報値）は 5,436 頭と、前年度同時期よりやや減少しています。地域別に見ると、前年度と比較して、東三河地域は増加、新城設楽地域は減少、尾張及び西三河地域は概ね横ばいで推移しています（図 1）。

捕獲頭数の累計値（第 3 四半期末時点）は、前年度と比べ、尾張地域、西三河新城設楽地域で減少しています。県全体としても減少傾向ですが、東三河地域では前年度比で約 1.5 倍に増加しています。東三河地域は 2021 年度と比較すると約 2.2 倍に増加しており、今後の推移に注視が必要です（図 2）。

表 直近 3 年度の地域ごとの野生イノシシの捕獲頭数（頭）

	第 3 四半期			第 3 四半期までの累計		
	2023 年度 【速報】	2022 年度	2021 年度	2023 年度 【速報】	2022 年度	2021 年度
尾張地域	219	247	202	730	818	595
西三河地域	886	927	1,161	3,081	3,305	3,424
東三河地域	332	169	129	1,033	696	469
新城設楽地域	215	381	256	592	870	474
計	1,652	1,724	1,748	5,436	5,689	4,962

図1 野生イノシシの捕獲頭数の推移
(第3四半期)

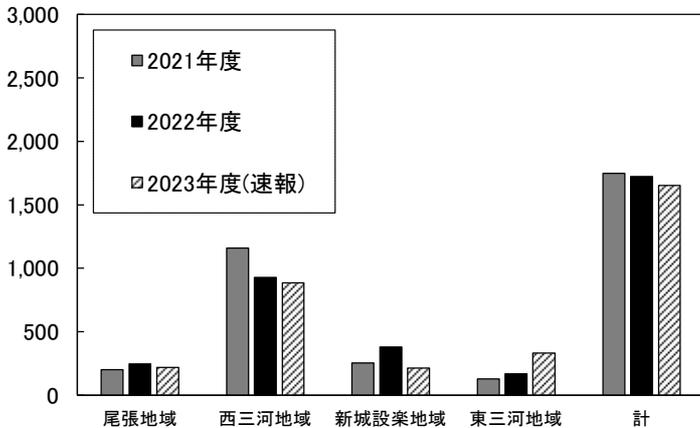
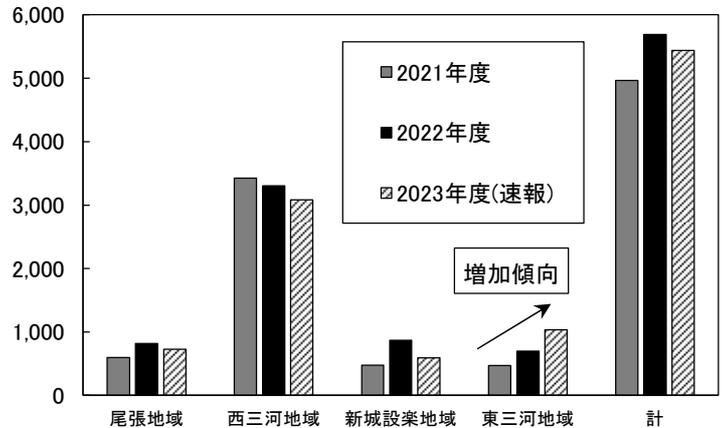
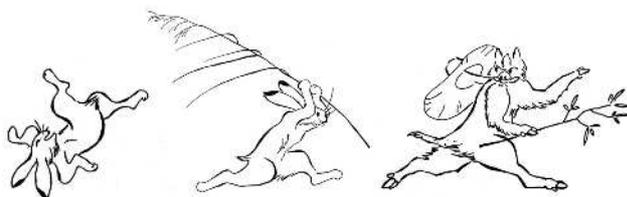


図2 野生イノシシの捕獲頭数の推移
(第3四半期までの累計)



(I Y)





○ 難しそうで難しくない、少し難しいICT

2024年2月19日（月）に、京都府で開催された、「自治体職員向けICT導入活用研修会」に参加してきました。研修報告と兼ねて、愛知県のICTの取組を紹介します。

1 そもそもICTってなに？

ICTとは日本語で「情報通信技術」と言い、情報通信機器を使用した、人と人、人とモノとのコミュニケーションを実現できる技術です。専門的な技術が使われている商品・サービスであっても、操作性や使用感に優れていれば、専門知識を持たない人にも浸透するという特徴も持ちます。鳥獣被害対策分野では、以下のツールがICTと言われており、今後もここにはないツールが生まれてくるでしょう。

- 檻・わな管理システム
- 電気柵通知システム
- 捕獲情報分析システム
- ドローンの活用（調査、追い上げ、捕獲）
- ・わなの遠隔操作・自動捕獲システム
- ・箱わなのセンサートリガー
- ・わな稼働通知システム
- 遠隔確認トレイルカメラ
- 地理情報システム（GIS）

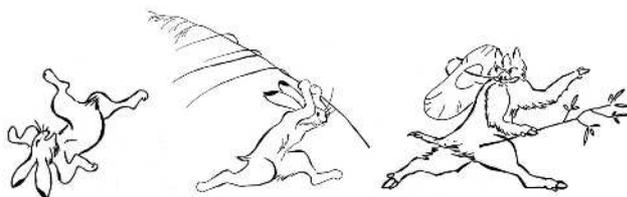
2 ICT導入のよくある失敗例

「導入したけど使う人がいない」「最初は使ってたけど使わなくなった」、よくある失敗例です。当たり前のことですが、ICTは導入が目的になってはいけません。ちゃんと使える人がいてこそその技術です。

ICTの導入でまず立ちどころなのが「高齢者の壁」であり、スマホを持っていない、LINEすら使えない人に使ってもらうことは、ほぼ不可能でしょう。また、現場からは「今、うまくいってるから変えられては困る」と、ニーズが無いのもよくあります。しかし、人手が足りない市町村としては、ICTで労力軽減したいのも、また事実です。

自治体がICTを導入したいから導入するのではなく、**使用者が困っていることを解決するツールがICTで、使ってみたくないと自主的に言い出すくらいでない**と、定着が期待できません。全員への普及を目指すのではなく、限られた人が使い、評判が良ければ使う人が増えていくことを目指してください。使えない人は使わないだけでなく、悪評判をばらまいて普及を阻害しかねません。

他県では、最近捕獲事業を始めた市で、「交付金支給要件にスマホアプリで報告することを補助要件として、それ以外を認めない。」と、強気に導入したことでICTが定着した事例があります。強気に動けない市町村は、限られた範囲から定着を目指してください。





3 研修会で紹介されたICT機器

(1) 檻・わな管理システム

皆さんが、鳥獣対策のICTと聞いて、真っ先に思いつくものでしょう。箱わな、囲いわな、くくりわなに取付けて、捕獲に活用します。しかし、良いシステムがあっても、簡単に捕獲ができるわけではありません。獣の痕跡がある場所に設置し、誘引エサで徐々に引き込んでいく等の管理など、捕獲の基本が重要です。

①捕獲通知システム（くくりわな、箱わな）

わなの稼働部（ワイヤーや扉）にロープを付け、外れたら子機から通知がスマホ等に飛ぶシステムです。アンテナを立てて、1台の親機と複数の子機により広範囲をカバーできるため、何十個のわなを管理している場合、日常管理の負担が軽減できます。

②センサートリガー（箱わな）

蹴り糸を赤外線センサーに置き換えたものです。設定によりセンサーが稼働する高さを変えられるので、親を狙うことができます。子だけの捕獲は、警戒心が強い個体が増えるだけなので、一利もありません。

赤外線に気付く変化に敏感な個体もいるため、常に赤外線を照射し、誘引モードと捕獲モードを切り替えれるよう、以前よりも改善が加えられています。

③遠隔捕獲システム（囲いわな）

囲いわなの入り口をカメラで確認し、群れが入りきったらスマホでわなを稼働できるシステムです。シカやイノシシの捕獲だけでなく、天井も囲い、市町村職員が日中に稼働させ、サルを群れごと捕獲するといった使い方もあります。



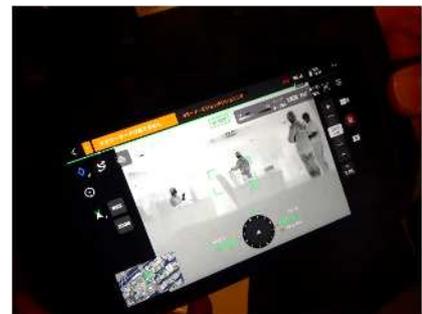
遠隔捕獲システムとスマホ

(2) 調査用ドローン

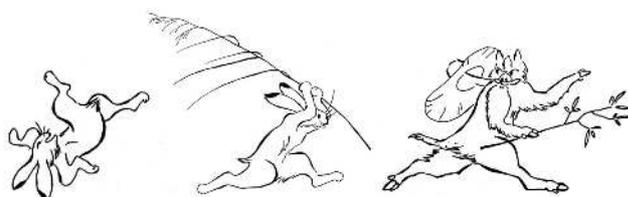
鳥獣対策のICTと聞いて、次に思いつくものがドローンかと思えます。

現状、調査用ドローンは技術が確立しており、委託できる業者はありますが、捕獲用ドローン、巻き狩り追い上げ用ドローンなどは、まだまだ技術開発中です。

調査用ドローンは、日中に高压電線などの飛行環境の確認と、飛行ルートプログラミングを行い、夜間にルートを飛んで、赤外線カメラで獣類を観測します。このカメラが高性能で、合では森の中でも樹間が少しあれば、イノシ



小型ドローン（左）と赤外線カメラ映像（右）





シ、シカ、ウサギくらいは判別可能とのこと。ドローン調査は、1日の移動や、季節的な移動までは分からず、その時間その場所にいる獣種と頭数が分かるだけなので、トレイルカメラなど他の調査手法と組み合わせることで、より詳しい現状把握ができるでしょう。

また、日中の撮影データから、獣の痕跡や柵の破損か所の現状把握、地形データから3Dモデルの作成、柵の設置ルートやわなの設置場所の検討など、集落点検に活用できる将来性もあります。

(3) GIS (地理情報システム)

GISは鳥獣対策に限らず、既に農地管理や防災といったいろいろな場面で導入されているかと思います。研修会で紹介された会社は、クラウドサーバー上で様々な入力データを一元管理して住民も閲覧できるというものでした。

愛知県ではアイシステムから「マップあいち」というGISが使える、地図上にプロットしたり線を引いたりする機能だけですが、情報政策課に申請すれば使用できます。経口ワクチン対策グループのワクチン散布地点もGISで管理しており、使い慣れれば便利な代物です。

侵入防止柵の管理等で、既にGISを導入している市町村もあるかと思います。GISは、地図上で編集したり、csvデータ(エクセル)を読み込ませたりすることで、柵の設置場所や距離、年度ごとの柵設置状況だけでなく、捕獲場所も入力して分析することができます。なお、システム導入費やデータ入力委託費については、鳥獣交付金の定額補助対象(200万円以内)にもなっています。

(4) ノーコードアプリ

何のことかと思いますが、CMでやってる「文系管理職でも業務管理アプリをささっと作れるオレ～」のことです。研修会で紹介された会社とは別ですが、愛知県でも総務課に申請すれば「オレ～」が使えるようです。



愛知県のGIS「マップあいち」

ノーコード・ローコードツールで業務改善

ノーコードロー……?? ツール?? とはなんデスカ?

プログラムの専門知識がなくてもアプリ開発ができるツールのことだよ

愛知県では「kintone」を導入しているぞ!

ちなみにこれはキントーンと読むのだよ、レディキントーン

kintone導入のポイント!

◎向いている業務

- アンケートやイベントの**申込み受付と、データ集計業務**
- 管理しているデータを**定期的に更新する業務**

◎向いていない業務

- 大量のデータや、大容量のデータ**を取り扱う業務
- 様々なデータを参照して、複雑な条件**で計算処理を行う業務

kintoneを使いたい時はどうすればいいの?

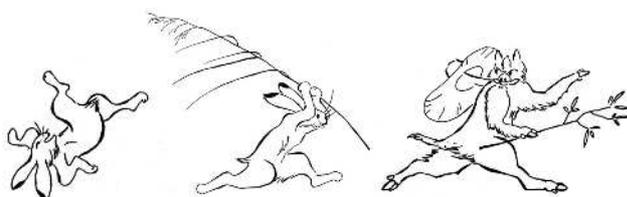
- ① 総務課に「**導入希望調査票**」を提出する。
- ② **kintone接続用**のアカウントが付与される。
- ③ システムにログインして、**アプリを作成する!**

※アプリ作成の際は、ヘルプデスクも活用しよう!

★詳細は手引き・規程集から「**ノーコード**」で検索!

「DX通信第11号」からの抜粋
(愛知県DX推進室発行)

愛知県農業水産局農政部
農業振興課野生イノシシ対策室
お問い合わせ TEL052-954-6726





このツールの鳥獣被害対策への活用方法については、捕獲報告を紙で行っているものを、オンラインで行おうとした場合、市町村ごとに報告項目が異なり、アプリに合わせる形になってしまいます。そこで、管理者が報告項目をプログラミング知識なしに編集できるノーコードアプリでなら、アプリを市町村の業務に合わせる形となり、既存の報告項目を継続できます。これなら、使用者のハードルも少しは低くなる、というものです。また、修正や追加も可能です。他にも、選択式であれば、ひらがなカタカナ混在による集計ミスも起こりにくくなるメリットもあります。

捕獲確認書作成やGISとの連携機能までは期待できませんが、捕獲報告や被害報告に活用できるかもしれません。自治体導入のシステムなので、外部の人が報告に利用できるか分かりませんが、自身の自治体でも使えるDXツールがあるか、確認してみてください。

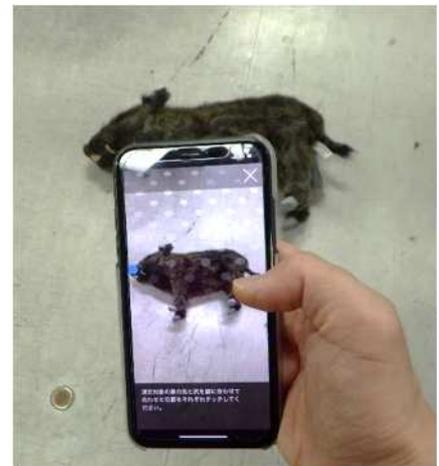
3 愛知県で実証しているICT

(1) 捕獲確認アプリ

「捕獲者がスマホアプリで捕獲確認の写真を登録すれば、報告書の作成も自動ででき、しっぽを持っていくだけでよくなる。市町村は捕獲位置を地図上で確認でき、捕獲の検証も行える。」というシステムを、令和5年度に、岡崎市、豊田市、幸田町で実証しました。

ここでも立ち塞がったのが、「高齢者の壁」。スマホを持っていない、使い方が分からないなど、良いICT機器があっても、使える人がいなければどうしようもありません。とりあえず導入してみるのではなく、限られた人から使うようにしていきましょう。

今後もバージョンアップしていくようなので、今後の普及に期待です。なお、鳥獣交付金の定額補助対象となっていますので、使ってみたい協議会にご相談ください。



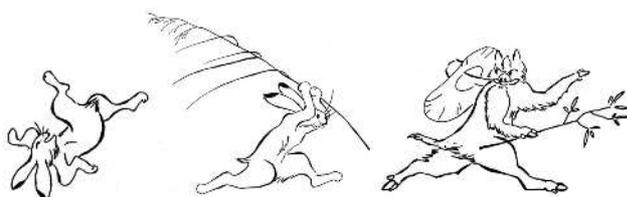
捕獲確認アプリで捕獲情報を登録

(2) 通信機能付きトレイルカメラ

実証というよりも、試験研究に便利だから使っているというものです。トレイルカメラのSDカードを回収しなくても、映るとLINEに通知が飛び、映像を確認することができます。通常のトレイルカメラと比べると価格は高く、レンタル料または通信料がかかりますがリアルタイムで鳥獣の出没状況が分かる便利な代物です。狩猟初心者向けの体験会など、鳥獣に興味を持たせるツールとしても活用が期待されます。



LTE回線
トレイルカメラ





(3) 捕獲マッチングアプリ

事業者から説明を聞いたところですが、札幌市で実証したシステムで、農家が捕獲を依頼したい地点を登録し、農家と捕獲者をマッチングさせるというアプリです。猟友会と接点が無く捕獲依頼ができない農家や、猟場が無い都市部のハンターの利用が見込まれます。猟友会のナワバリに踏み込んでいくため、ある市の一地域から実証を始める必要があるかと思いますが、定着すれば捕獲者増や、里山への人材誘致につながっていく面白いアプリかと思います。興味がある市町村はご相談ください。

(A S)

○ 令和6年度鳥獣被害防止総合対策事業の年度当初スケジュールについて

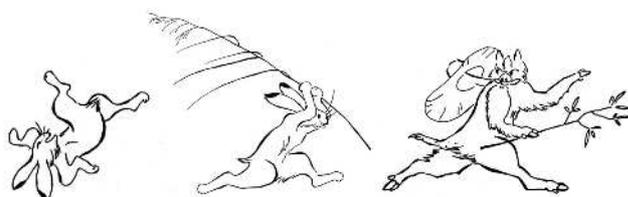
事業担当者みなさま、1年間お疲れ様でした。令和6年度もよろしくお願ひします。

さっそくですが、年度当初のスケジュールについてです。令和5年度は、県に割当された交付金が、国の予算区分において3つに(年度途中から4つに)分かれていましたが(R5当初、R5補正、R4当初繰越、R4補正繰越)、6年度はどうなるのでしょうか。

現時点で国から確定的に示されているものはありません……が、**当初予算＝推進・捕獲・整備、繰越予算＝すべて整備事業**という図式は変わらないため、県→実施主体への内報は5年度と同様のスタイルとなります。すなわち、国から当初予算の割当内示を受けて、**ま**
ず4月初旬に推進と捕獲分を行い、同月下旬、繰越分の割当内示後に残った整備事業す
べての内報を行うというものです。

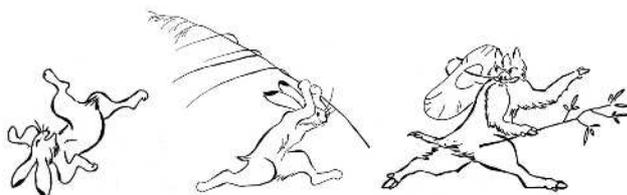
なお、国予算区分の数、また割当内示の時期により、下記スケジュールは変動します。何卒ご了承ください。

日程	関係者	内容	備考
4/2 (火) 頃	国→県 (イノ対)	割当内示①	R6 当初予算 (推進、捕獲、整備)
4/4 (木) 頃	イノ対→各事務所→実施主体	内報①	割当内示①関係 ※ただし整備事業は除く
4/5 (金) 頃	実施主体→各事務所→イノ対	事業実施計画の承認申請	
4/8 (月) 頃	イノ対→各事務所→実施主体	事業実施計画の承認及び交付内示	内報①関係 ※特認協議がない実施主体のみ
4/8 (月) 頃以降の日付で	実施主体→各事務所→イノ対	交付決定前着手届の提出	※計画の承認を受けた実施主体のみ (推進・捕獲の事業着手が可能となる)





4月下旬頃	県→国	特認協議①	内報①関係
4月下旬頃	国→県	割当内示②	繰越分予算（区分不明） （整備）※いくつかの予算区分はこれより早まる可能性あり
4月下旬頃	イノ対→各事務所→実施主体	内報②	割当内示①②関係 <u>R6 当初予算のうち整備＋繰越分予算（整備）</u>
5月上旬頃	実施主体→各事務所→イノ対	事業実施計画の変更承認申請	整備事業を実施する実施主体
5月上旬頃	イノ対→各事務所→実施主体	事業実施計画の変更承認及び変更交付内示	内報②関係 ※特認協議がない事業実施主体
5月上旬頃以降の日付で	実施主体→各事務所→イノ対	交付決定前着手届の提出	※計画の変更承認を受けた実施主体のみ（整備の事業着手が可能となる）
5月上旬頃	国→県（イノ対）	特認協議回答	内報①関係
5月上旬頃	イノ対→各事務所→実施主体	事業実施計画の承認及び割当内示	内報①関係 ※推進で特認協議がある実施主体の計画承認
5月上旬頃以降の日付で	実施主体→各事務所→イノ対	交付決定前着手届の提出	※推進で特認協議がある実施主体が事業着手可能となる
5月中旬頃	実施主体→各事務所→イノ対	交付申請①	全事業実施主体 <u>※ただし、この時点で特認協議が完了していない場合は除く</u>
5月中旬頃	県→国	特認協議②	内報②関係
5月下旬頃	国→県	特認協議回答	内報②関係
5月下旬頃	イノ対→各事務所→実施主体	事業実施計画の変更承認及び変更交付内示	内報②関係 ※整備で特認協議がある実施主体の計画変更承認
5月下旬頃	実施主体→各事務所→イノ対	交付決定前着手届の提出	※整備で特認協議がある実施主体が事業着手可能となる





5月下旬頃	県→国	交付申請①	
6月上旬頃	実施主体→各事務所→イノ対	交付申請②	交付申請①で提出していない 実施主体
6月中旬頃	国→県	交付決定①	
6月下旬頃	イノ対→各事務所→実施主体	交付決定①	
7月上旬頃	県→国	交付申請②	
7月下旬頃	国→県	交付決定②	
8月上旬頃	イノ対→各事務所→実施主体	交付決定②	

なお、5月の中下旬頃に、市町村の鳥獣交付金事業担当者を対象としたWeb研修を行う予定です。

(NA)

編集後記

1年間、鳥獣の知識を深めて、鳥獣通信で有意義な情報を発信しようとして取り組んできましたが、鳥獣と関係ない分野に異動となってしまいました。鳥獣は専門的な分野であり、人材が育つには最低1年はかかります。人が変わる度に事業の進行がブツ切りになったり、後退したりしないためにも、「実施隊」により異動に縛られない会計年度職員を採用し、ノウハウを継続できる体制が重要と改めて実感しました。今後も、鳥獣通信をよろしくお願いいたします。

(AS)

☆あいち鳥獣通信のバックナンバーは、
野生イノシシ対策室のWebページ
「[野生鳥獣資料室](#)」で公開中

